

住宅耐震化・リフォーム助成

木造住宅耐震化助成

区では、地震による建物の倒壊を防ぐため、昭和56年5月以前に建てられた木造住宅に対し、無料の簡易診断から改修工事まで費用の一部助成を行っています。

▶対象建築物 昭和56年5月31日以前に新築工事に着工した木造住宅

※次のいずれかに該当する場合は助成対象外

①軽量鉄骨造、鉄骨造と木造の混構造など耐震診断方法のない構造の建築物

②これまでに助成を受けた建築物

③不動産業者が売買を

目的に所有する建築物

(除却工事助成は不動産業者が所有する建築物)



詳細はコチラ

少しでも不安に感じたら…まずは耐震診断を!

建築士(木造住宅耐震コンサルタント)による簡易診断

建築士が自宅の簡易診断を行い、耐震化に関する相談をお受けします。

無料

診断の結果、安全性が低いと判定されたら

今の住宅に住み続けたい方

耐震診断

(自己負担3~4万円程度)

耐震改修設計

(助成額 最大15万円)

耐震改修工事

(助成額 最大150万円)

※詳細はお問い合わせください

建て替え・取り壊しを検討する方

木造住宅を取り壊す工事

建物を取り壊して更地にする工事です。

●助成額 最大75万円

令和6年3月31日で

助成終了

受付期限 令和6年1月下旬

手続きはお早めに!

ブロック塀等改修工事助成

助成期限を令和10年3月まで延長しました

通学路沿いのブロック塀などの撤去、フェンスなどの新設工事費用の一部を助成しています。助成には、工事の契約前の申請が必要です。手続きや助成対象などの詳細は区HPをご覧ください。

▶対象工事

●通学路・特定緊急輸送道路に面する高さ1m以上のブロック塀などの撤去

●高さ2m以下のフェンスなどの新設

※区内中小企業が行う工事に限りです

▶助成額

①撤去・新設費用の2/3の額

②助成単価16,000円/mにブロック塀やフェンスなどの長さに乗じた額(最大16万円)

※①②のうち金額の低いもので助成金を算出します



詳細はコチラ

▶問合せ 防災まちづくり課耐震改修担当 ☎5744-1349 ☎5744-1526

住宅リフォーム助成

区内に主たる事業所(本社)がある中小事業者にリフォーム工事を発注する場合、工事費用の一部を助成します。対象や助成額などの詳細は区HPをご覧ください。

▶対象工事

①防犯・防災対策・バリアフリー対策など区が定める助成対象工事

②新しい生活様式への対応工事 など

太陽光発電利用型給湯器も助成の対象となりました

※工事開始前に仮申請の手続きが必要です

▶問合せ

住宅相談窓口(建築調整課住宅担当内)

☎5744-1343 ☎5744-1558



詳細はコチラ



区民相談室

▶問合せ 広聴広報課広聴担当 ☎5744-1135 ☎5744-1504

専門家に無料で相談できます。実施状況など詳細はお問い合わせください。

※休日、年末年始を除く

※申込方法の記載がないものは当日会場へ

お気軽にご相談ください

法律(予約制)

●相談員: 弁護士

借地、借家、相続、離婚、金銭問題などの日常生活に関すること

▶日時 月・水・金曜、午後1時30分から(全5回、相談時間各25分)

▶会場 区役所本庁舎2階 ▶申込方法 問合せへ電話

不動産取引

●相談員: 宅地建物取引士

不動産の取り引き一般に関すること

▶日時 第1・3木曜、午後1時~3時(受け付け) ▶会場 区役所本庁舎2階

登記 7月実施分から予約制に変更、6月5日から予約受け付け

●相談員: 司法書士

不動産、会社などの登記や申請に関すること

▶日時 第3火曜、午後1時~2時(受け付け) ▶会場 区役所本庁舎2階

7月以降の日時・申込方法

▶日時 第3火曜、午後1時から(全6回、相談時間各30分)

▶申込方法 問合せに電話。前月の5日(土・日曜、休日は翌開庁日)から受け付け

行政

●相談員: 行政相談委員(総務大臣が委嘱した民間有識者)

国など行政全般に関する要望、苦情など

▶日時・会場 第1・3火曜、午後1時~3時(受け付け)=区役所本庁舎1階

第2水曜、午後1時30分~4時=アトレ大森(大森北1-6-16 大森駅直結)

行政手続

●相談員: 行政書士

戸籍、相続、外国人在留、官公庁への許認可などの手続

▶日時 第4木曜(休日のときは翌開庁日、12月は第3木曜)、午後1時~4時

▶会場 区役所本庁舎1階

税務(予約制)

●相談員: 税理士

所得税、相続税などの税金相談(確定申告の相談は除く)

▶日時 第2木曜、午後1時から(全6回、相談時間各30分) ▶会場 区役所本庁舎2階

▶申込方法 問合せへ電話。前月の1日(土・日曜、休日は翌開庁日)から受け付け

公証

●相談員: 公証人

遺言、相続、金銭貸借などの証書作成、文書の認証、確定日付に関すること

▶日時 第1火曜、午後1時~3時(受け付け) ▶会場 区役所本庁舎2階

社会保険労務

●相談員: 社会保険労務士

健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険など

▶日時 第1・3火曜、午後1時~3時30分(受け付け) ▶会場 区役所本庁舎2階

土地・建物

●相談員: 土地家屋調査士

境界線問題や不動産の表示登記に関することなど

▶日時 第1水曜、午後1時~4時 ▶会場 区役所本庁舎1階

健康(予約制)

●相談員: 産業医の資格を持つ医師、産業保健師

家族や自分の健康に関する①一般②メンタルヘルスのこと

▶日時 木曜(②は月1回)、午後1時~2時30分(受け付け)

▶会場 区役所本庁舎2階

▶申込方法 大田地域産業保健センター(☎3772-2402)へ電話

人権・身の上

●相談員: 人権擁護委員

人権侵害や、家庭内・近隣との悩みごとなど

▶日時 第2・4火曜、午後1時~2時30分(受け付け) ▶会場 区役所本庁舎2階

▶問合せ 人権・男女平等推進課人権・男女平等推進担当 ☎5744-1148 ☎5744-1556

福祉サービスに苦情や不満があるときには福祉オンブズマンにご相談ください

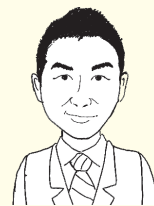
福祉オンブズマンは、福祉サービス利用者の権利を守るために区長から委嘱され、利用者からの相談や苦情申し立てを受け付けています。公正な立場で調査を行い、必要に応じて区に対して是正の勧告や意見表明をします。相談日以外は職員が相談をお受けし、福祉オンブズマンに引き継ぎます。

▶日時 火曜、午前9時~正午

▶会場 区役所本庁舎2階

▶申込方法 問合せへ電話かFAX(2面記入例参照。相談内容・方法(面談か電話)も明記)。相談日前日の正午締め切り ※空きがある場合は当日も受け付け可

▶問合せ 広聴広報課福祉オンブズマン担当 ☎5744-1130 ☎5744-1553



おくだ だいすけ
奥田 大介
(弁護士)



きのした たけのり
木下 武徳
(大学教授)



ひらさわ えみ
平澤 恵美
(大学准教授)



まきやま みか
牧山 美香
(弁護士)